

平成 27 年 10 月 8 日
電力取引監視等委員会

小売電気事業及び小売供給を営もうとする者の登録に係る 審査基準を改正することについて建議いたしました

本日、電力取引監視等委員会は、小売電気事業及び小売供給を営もうとする者の登録に係る審査基準の改正に関して、経済産業大臣に建議することについて検討を行ったところ、電力の適正な取引の確保のために必要があると認められることから、当該審査基準の改正について、経済産業大臣へ建議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 概要

小売電気事業及び小売供給を営もうとする者の登録の申請については、平成 28 年 4 月 1 日に実施される小売全面自由化に先立ち、平成 27 年 8 月 3 日から経済産業省において受付を開始しているところです。この登録に係る経済産業大臣の審査基準として、「電気事業法第 2 条の 2 及び第 27 条の 15 の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(平成 27 年 8 月 3 日付け 20150728 資第 1 号。以下「審査基準」という。)が制定されています。

先般より、当委員会では、登録審査に当たり、申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者でないかを丁寧に確認する必要性について議論を行ってまいりました。これを踏まえ、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 66 条の 13 第 1 項の規定に基づき、審査基準を改正し、暴力団員等であることが小売電気事業及び小売供給の登録の拒否要件に該当することを明示することについて、経済産業大臣へ建議いたしましたのでお知らせいたします。

2. 添付資料

○「電気事業法第 2 条の 2 及び第 27 条の 15 の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」の改正に関する建議について

3. 参考

○第 9 回電力取引監視等委員会 配付資料

http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/009_haifu.html

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力取引監視等委員会事務局
取引監視課長 新川
担当者: 島田、鈴木、小野、吉田
電話: 03-3501-1511(内線 4741~6)
03-3501-1552(直通)